

# 鬼北町人事行政の運営等の状況について

鬼北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鬼北町条例第193号）の規定に基づき、平成19年度における鬼北町の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

平成20年10月14日

鬼北町長 松浦 甚一

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免状況 (単位：人)

区 分	採 用	退 職			職員数	
		定 年	定年前	計	H19.4.1	H20.4.1
一般行政職	0	2	2	4	159	159
技能労務職	0	0	0	0	7	7
医 療 職	1	0	0	0	22	25
合 計	1	2	2	4	188	191

(注) 採用・退職は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの人数です。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
普通会計部門	議 会	2	2	0	
	総 務	30	33	3	合併協議会の業務増支所業務見直しによる増
	税 務	9	10	1	後期高齢者医療制度保険料徴収の業務増による増
	民 生	54	51	-3	業務の部門配置換えによる減
	衛 生	13	15	2	特定健診の業務増・保健師の欠員補充による増
	農林水産	19	12	-7	課の廃止・業務の部門配置換えによる減
	商 工	2	7	5	業務の部門配置換えによる増
	土 木	9	8	-1	業務縮小による減
	計	138	138	0	<参考> H19.03.31の鬼北町人口12,549人 鬼北町の人口1,000人当たり職員数 11.00 人 類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.29 人
	教育部門	17	18	1	欠員補充による増
小 計	155	156	1	<参考> H19.03.31の鬼北町人口12,549人 鬼北町の人口1,000人当たり職員数 12.35 人 類似団体の人口1,000人当たり職員数 10.66 人	
公営企業等 会計部門	病 院	14	16	2	医師採用による増
	水 道	6	4	-2	業務縮小による減
	下水道	3	2	-1	業務縮小による減
	その他	10	13	3	業務の部門配置換えによる増
	小 計	33	35	2	
合 計	188 [ 227 ]	191 [ 227 ]	3 [ 0 ]	<参考> H19.03.31の鬼北町人口12,549人 鬼北町の人口1,000人当たり職員数 14.98 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（教育長は除く。）です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(3) 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	8人	14人	24人	23人	26人	16人	31人	26人	20人	0人	188人
構成比	0.0%	0.0%	4.3%	7.5%	12.8%	12.2%	13.8%	8.5%	16.5%	13.8%	10.6%	0.0%	100.0%

(4) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人	人	人	%
205	186	19	9.3

(注) 職員数は、教育長を含んでいます。

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	17年～22年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	数値目標
一般行政	職員数	153	148	138	138		
	増減		5	10	0	(90.2%)	
教育	職員数	20	19	18	19		
	増減		1	1	1	(95.0%)	
公営企業 等会計	職員数	32	32	33	35		
	増減		0	1	2	(109.4%)	
計	職員数	205	199	189	192		186
	増減		6	16	13	(93.7%)	

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。

2 ( %)内の数値は、進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

4 鬼北町は、規模が小さいため全体での数値目標としています。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
年度	H20.3.31現在	千円	千円	千円	%	%
19	12,317人	6,581,564	111,197	1,305,237	19.8	20.2

#### 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円
19	158	572,858	69,893	240,385 883,136	5,589

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。  
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。

#### ラスパイレース指数の状況（各年4月1日現在）

	平成19年度	平成18年度
鬼北町	91.1	91.0
類似団体	93.1	92.9
全国町村平均	93.9	93.5
全国市平均	97.9	97.4
愛媛県	97.1	96.0
都道府県平均	99.6	99.2

- (注) ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

### (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

##### ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鬼北町	42.8 歳	316,800 円	360,016 円	343,865 円
愛媛県	43.8 歳	351,561 円	434,470 円	385,107 円
国	40.7 歳	325,724 円	383,541 円	円
類似団体	43.0 歳	323,755 円	374,175 円	352,547 円

##### イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鬼北町	46.6 歳	296,600 円	315,914 円	306,114 円
愛媛県	45.9 歳	323,506 円	367,580 円	345,063 円
国	48.8 歳	287,094 円	320,514 円	円
類似団体	49.6 歳	273,188 円	292,069 円	283,639 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		鬼北町	愛媛県	国
一般行政職	大 学 卒	162,294 円	172,940 円	172,200 円
	高 校 卒	140,702 円	140,702 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,789 円	136,183 円	137,200 円
	中 学 卒	円	122,122 円	円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

区 分		経験年数10年～15年未満	経験年数15年～20年未満	経験年数20年～25年未満
一般行政職	大 学 卒	254,900 円	296,200 円	352,200 円
	高 校 卒	225,900 円	262,400 円	302,000 円
技能労務職	高 校 卒	円	円	270,900 円
	中 学 卒	円	円	円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・主事	8	7.5
2級	主査	12	11.3
3級	係長	42	39.6
4級	課長補佐	31	29.3
5級	課長	13	12.3
	合 計	106	100.0

(注) 1 鬼北町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(4) 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当（普通会計）

鬼北町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額（19年度） 1,648 千円	1人当たり平均支給額（19年度） 1,749 千円	
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

退職手当（平成19年4月1日現在）

鬼北町			愛媛県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置		2%～20%加算	定年前早期退職特例措置		2%～20%加算
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
25,482 千円			27,314 千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額です。

特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）	12,656 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	790,988 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）	8.9 %		
手当の種類（手当数）	9種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業に従事	保健福祉課・環境衛生課職員	感染症菌の処理業務	日額1,000円
研究手当	医師	病理生理学の研究事務	月額165,000円
休日等勤務手当	医師	執務時間以外の診療事務	月額100,000円
へき地勤務手当	医師	他に医療機関がない地域勤務	月額80,000円
夜間看護手当	看護師	深夜勤務	1回6,800円
レントゲン技術従事手当	看護師	レントゲン作業従事	月額1,500円
病理細菌取扱手当	看護師	病理細菌取扱業務	月額1,500円
野犬等処理手当	環境衛生課職員	野犬等処理業務	死体処理等1件300円
行路死人処理手当	保健福祉課職員	行路死人の死体処理	1体3,000円

時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	20,794 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	152 千円
支給実績（平成18年度決算）	23,320 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	157 千円

その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 ... 13,000円</li> <li>配偶者以外で扶養親族たる子、父母等1人につき6,500円 配偶者がいない場合は、上記のうち1人について11,000円</li> <li>扶養親族である子のうち特定期間にある子1人につき5,000円加算</li> </ul>	同		千円 21,257	円 118,094

住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家・借間居住者 月額23,000円以下の職員 月額から12,000円を控除した額</li> <li>月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を 控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が 16,000円を超えるときは、16,000 円)を11,000円に加算した額</li> <li>持家居住者...3,500円</li> </ul>	異	持家居住者 新築・購 入から5年 以内 2,500円	千円 7,668	円 42,597
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関等利用者で、片道2km以上 全額支給限度額 55,000円</li> <li>特急等の2分の1加算限度額 20,000円</li> <li>自動車等使用者 一般の場合 2km以上 5km未満 2,500円 }  90km以上95km未満 44,900円 }  95km以上 47,200円</li> </ul>	異	同左のとき 2,000円 } 60km以上 24,500円	千円 11,652	円 64,728
日直手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>1回 4,200円</li> </ul>			千円 1,013	円 6,210
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療所長 79,500円</li> <li>総務課長 52,400円</li> <li>課長級等 42,900円</li> <li>課長補佐級 31,500円</li> </ul>	同	(参考) 給料表 別、職務 の級別、 区分別の 定額	千円 20,253	円 470,986
初任給調整手当	新たに採用された医師・歯科 医師に対して支給	同		千円 9,666	円 3,222,000
管理職員特別 勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職手当支給の区分に応じて</li> <li>1種 10,000円</li> <li>2種 8,000円</li> <li>3種 6,000円</li> </ul>	同	(参考) 6,000円～12,000円を支給。	千円 0	円 0

( 5 ) 特別職の報酬等の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料 報 酬	町 長	754,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 896,000 円 480,000 円	
	副 町 長	603,000 円	690,000 円 467,200 円	
	議 長	240,000 円	408,000 円 230,000 円	
	副 議 長	188,000 円	340,000 円 176,000 円	
	議 員	173,000 円	320,000 円 155,000 円	
	備 考			
期 末 手 当	町 長	(平成19年度支給割合)		
	副 町 長	3.35 月分		
議 員	議 長	(平成19年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.35 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 1ヶ月につき100分の46	(1期の手当額) 16,648,320円	(支給時期) 退職の翌月
	副 町 長	1ヶ月につき100分の27	7,814,880円	退職の翌月
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

( 6 ) 公営企業職員の状況

水道事業  
 ア 職員給与費の状況  
 あ 決算

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
19	366,068	16,957	37,401	10.2	9.7

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
19	5	19,474	2,037	8,129	29,640	5,928

- (注) 1 職員手当には退職手当金を含んでいません。  
 2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鬼北町	43.8 歳	3,990,712 円	493,996 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。  
 基本給は、給料及び扶養手当です。

ウ 職員の手当の状況

あ 期末手当・勤勉手当

鬼北町	
1人当たり平均支給額（19年度）	1,626 千円
支給割合及び加算措置の状況は、一般行政職と同じです。	

い 退職手当の支給率等は、一般行政職と同じです。

う 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	256 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	85 千円
支給実績（平成18年度決算）	167 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	56 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

え その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
扶養手当	一般行政職と同じです。	同		480 千円	96,000 円
住居手当	一般行政職と同じです。	同		84 千円	16,800 円
通勤手当	一般行政職と同じです。	同		311 千円	62,160 円
管理職手当	一般行政職と同じです。	同		906 千円	453,000 円

病院事業

ア 職員給与費の状況

あ 決算

区分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	（参考） 18年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
年度 19	925,316	62,780	16,883	1.8	0.8

区分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
年度 19	3	11,356	810	4,717	16,883	5,628

（注）1 職員手当には退職手当金を含んでいません。  
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鬼北町	44.0 歳	11,805,000 円	468,952 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。  
基本給は、給料及び扶養手当です。



ウ 職員の手当の状況

あ 期末手当・勤勉手当

鬼北町	
1人当たり平均支給額(19年度)	1,573 千円
支給割合及び加算措置の状況は、 一般行政職と同じです。	

い 退職手当の支給率等は、一般行政職と同じです。

う 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	71 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	71 千円
支給実績(平成18年度決算)	471 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	471 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

え その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じです。	同		450 千円	150,000 円
住居手当	一般行政職と同じです。	同		42 千円	14,000 円
通勤手当	一般行政職と同じです。	同		250 千円	83,200 円

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間（平成19年4月1日現在）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
40時間	8時間	午前 8時30分	午後 5時15分	45分	土・日曜日

- (注) 1 所属所によっては、始業、終業、週休日等が上記と異なる場合があります。  
 2 町民課窓口については、交替で休憩しています。  
 3 平成19年4月1日から、休憩時間を廃止しました。

#### (2) 休暇

##### ア 休暇の種類

種類	休暇の概要、取得の要件等	取得可能日数等	
有給休暇	年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇で、希望する時期に理由を問われることなく取れる。	・一暦年につき20日 (20日以内の繰越有り)
	病欠休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合の休暇。	・公務災害、通勤災害の場合は、必要と認められる期間 ・結核性疾患は1年、その他の負傷又は疾病は90日を超えない範囲で必要と認められる期間
	特別休暇	特別の事由により勤務しないことが相当である場合の休暇で、勤務しないことがやむを得ないと認められ、かつ条例等で規定されていること。	(主な休暇と期間) ・産前休暇：8週間以内に出産予定の女子職員が申し出た場合に、出産日までの申し出た期間 ・産後休暇：出産日の翌日から8週間 ・忌引：親族が死亡した場合は、7日以内の期間 ・その他、選挙権の行使、結婚、ボランティア活動に参加する場合等がある。
無給休暇	介護休暇	2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合の休暇。	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の範囲内において必要と認められる期間

##### イ 年次有給休暇の取得状況（各年1月1日～各年12月31日）

	平均取得日数	取得率
平成19年	8.8日	21.7%
平成18年	8.8日	21.9%

#### (3) 育児休業等

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、鬼北町職員の育児休業等に関する条例を制定しています。

育児休業は、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。

部分休業は、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日まで、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲内で30分を単位として職務に従事しないことを可能とする制度です。

なお、育児休業期間は無給、部分休業期間の給与は減額となります。

##### 育児休業等の取得状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

区分	男性	女性	合計
育児休業取得者数	0人	2人	2人
うち新規取得者数	0人	1人	1人
育児部分休業取得者数	0人	0人	0人
うち新規取得者数	0人	0人	0人

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分

分限処分とは、職員が職務を十分に果たし得ない場合に、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保を目的としてなされる不利益処分で、重いものから、免職、降任および休職があります。

平成19年度における分限処分は0件です。

### (2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対し道義的責任を問うことで規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としてなされる処分で、重いものから、免職、停職、減給および戒告があります。

平成19年度における懲戒処分の内訳は0件です。

## 5 職員のサービスの状況

### (1) サービスとは

サービスとは、組織の中で守るべき基本的義務のことで、サービス規律は、国、地方公共団体、民間企業を問わず、ほとんどの組織で設けられています。

公務員は、憲法第15条第2項が「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」、また、地方公務員法第30条が「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しているように、その立場や職務の特殊性から、勤務時間外あるいは職場外における規制や退職後にも及ぶ規制など、民間企業にはみられないような特別な規制が法律によって課せられています。

サービスの具体的内容は、地方公務員法で次のようなものが定められています。

サービスの宣誓	第31条
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	第32条
信用失墜行為の禁止	第33条
秘密を守る義務	第34条
職務に専念する義務	第35条
政治的行為の制限	第36条
争議行為等の禁止	第37条
営利企業等の従事制限	第38条

### (2) 鬼北町の状況（平成19年度）

職員に対して、「交通ルールの遵守」、「適正な綱紀粛正の取組」、年末年始におけるサービス規律の確保」等を通知し、公務員として責任ある行動を取るよう周知徹底しました。

また、職員研修会でもサービス規律の確保について周知徹底しました。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

鬼北町では、全体の奉仕者としてふさわしい人格教養と職務遂行に必要な知識及び技能を修得させるため、鬼北町職員研修規則に基づき研修を実施しています。

### (1) 研修の状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

区 分	研 修 名 称	参加人数等
基本研修	・所属する上部機関等による研修	
一般研修	・メンタルヘルスについての研修（講師は外部）	39人
	・男女共同参画講座	48人
	・保育所職員研修（サービス一般について）	42人
専門研修	・管理職員研修	47人
	・新規採用職員事前研修	4人
派遣研修	・中堅職員研修	1人
	・係長級研修	1人
	・課長級研修	1人
	・管理職員研修	2人
	・法制執務研修	1人
	・市町村アカデミーでの研修	4人
職場研修	・職場内研修（OJT）	全職員

### (2) 勤務成績の評定の状況

鬼北町では、鬼北町職員勤務成績評定要綱に基づき定期的に勤務成績の評定を行い、人事管理の基礎資料とし、公務能率の発揮及び増進を図っています。

評定は、評定を受ける職員が所属する課等の管理職（評定を受ける職員が課長級のときは副町長）が評定者として、勤務成績、能力、適性について評定し、副町長が調整をして、任命権者が確認をします。評定結果は、勤勉手当への反映、昇任・昇格等及び指導研修等に活用しています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度に係る負担金の状況（全会計）

職員の心身の健康保持及び公務能率を増進させるための福利厚生制度には、病気・負傷などの短期給付と退職後の生活安定を図る長期給付等があります。

区 分	平成19年度決算
愛媛県市町村職員共済組合負担金	210,172千円
愛媛県市町村互助会負担金	1,514千円
法定検診の受診者	74人
人間ドック等の受診者	120人

### (2) 公務災害、通勤災害の状況（全会計）

公務において職員が傷病を負ったり死亡した場合に補償される制度です。

区 分	平成19年度決算
公務災害補償基金負担金	1,066千円
公務災害の認定件数	0件
通勤災害の認定件数	0件

### (3) 安全衛生について

労働安全衛生法に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため衛生委員会を設置しています。衛生委員会の構成は、衛生管理者と各課等から選出した委員の合計16名です。

( 4 ) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。

平成19年度の措置要求件数                      0件

( 4 ) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、愛媛県人事委員会に対して、不服申し立てをすることができることとされています。

平成19年度の不服申し立て件数                      0件